

# “被災した時に助けてくれる公的制度”

## 災害が原因で家族が亡くなってしまった

### 災害弔慰金 | 届け出先/市区町村

自然災害で亡くなった方の遺族に支給されます。大規模な災害が対象となり、条件を満たした場合に支給されます。給付額は生計維持者死亡の場合が500万円、それ以外の方が亡くなった場合、250万円となります。



## 地震や洪水といった災害で自宅が壊れてしまった

### 被災者生活再建支援制度 | 届け出先/市区町村

自然災害で家が全壊、半壊した世帯に支援金が支給されます。「住宅が自然災害により全壊、大規模半壊した世帯が10世帯以上ある市町村の被災世帯」が対象です。支援金を受けるには罹災証明書の発行が必要になります。

#### 受給の対象者

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯など

## 家が倒壊するなどした場合の見舞金

### 災害見舞金 | 届け出先/市区町村

自然災害で家が倒壊したなど被災した世帯には自治体に申請書を提出し、各自治体が定めた要件に該当すると市町村から「災害見舞金」が支給されます。



## 災害が原因で障害が残ってしまった

### 災害障害見舞金 | 届け出先/市区町村

自然災害に見舞われたことが原因で病気やけがをし、その後後遺症として重度の障害が残ったときに支給されます。具体的には常時介護が必要となるケースなどで、生計維持者の場合が250万円、それ以外の方の場合、125万円となります。

## 自分や家族は無事だけど、財産に被害がでてしまった

### 雑損控除・災害減免法 | 届け出先/住所地の所轄税務署

自然災害にあい、資産を失ったとき確定申告をすることで税金面でメリットを受けられる制度。確定申告をすることで所得控除や所得税の軽減免除が受けられます。雑損控除は、自然災害だけでなく、火災や盗難なども対象になります。生活に必要な住宅や家具などの損失額から所得金額の10%を引いた額などが控除。災害減免法は、災害のみの損害が対象となり、控除額はその年の所得金額により変わります。500万円以下の方は所得税の全額、750万円までは50%、1000万円までは25%などに定められています。

## 再建に必要な資金の貸し付けが必要な時

### 災害援護資金 | 届け出先/市区町村

都道府県内で「災害救助法」が適用された被災世帯に、再建に必要なお金を貸し付けてくれる制度。低金利で貸し付けを受けることができます。所得や建物の被害状況によって貸し付けの金額は異なります。



災害が起こった時に被災者をサポートする制度ですが、これらの制度だけではなく想定を超えた規模の災害には、失業給付の支払い条件の大幅な緩和といった特別な措置がとられるケースもあります。

東日本大震災時には、行政の特別措置として所得税などが、納税期間の猶予や減額の措置がとられたりしています。生活再建の力になるサポートがあることを覚えておきましょう。



## ファイナンシャルプランナーが解説

# 予期せぬ自然災害に見舞われてしまった時の公的な保障制度とは？

自然災害は予想することが難しく、甚大な被害に合う可能性もあります。もしもの場合に知っておきたい公的制度を紹介します。

監修

よつばのこ  
世継祐子さん  
ファイナンシャルプランナー  
がん情報ナビゲーター



福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業中国人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」協会の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。  
<http://www.ff-fukuoka.com>

友人が「熊本地震」で被災しました。まだまだ落ち着かない状況で、本当に他人事ではないと感じています。地震などへの備えはどのようにしておけばいいのでしょうか。



福岡市在住 35歳 女性

熊本地震では、気象庁の震度階級の最も大きい震度7を観測する地震が2度も発生し大きな被害がでました。地震などの自然災害に見舞われたときに国から給付金などがもらえる制度があります。まずは公的な保障を確認しておきましょう。



## 災害時の主な公的制度

- 災害弔慰金
- 災害見舞金
- 被災者生活再建支援制度
- 雑損控除・災害減免法
- 災害障害見舞金
- 災害援護資金 など

詳しい説明は左ページをご覧ください。

必要の準備ができていないか、しっかりと確認を。万が一のときの備えである保険の見直しという生命保険の見直しを考える方が多いようです。地震や台風、竜巻、水害などの自然災害の保障を含む火災保険などの損害保険は加入しているだけで安心してしまい、必要な保障が準備できているかは一度も確認をしていないというご家庭が多いように思います。中には加入しているかどうかもわからないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

毎日の暮らしが安全であることが一番ですが、予期せぬ事故や災害に見舞われる可能性もあります。そんな時に助けてくれる公的の制度を知っておくことも大切なことです。



しかし、現実に予期せぬ災害に見舞われ大きな損害が出た場合、数百万、数千万という大変大きな被害がでること。生活自体が成り立たなくなることも考えられます。自然災害への備えの損害保険の部分も公的な保障を確認した上で、足りない部分は自分でしっかりと備えておくようにしましょう。